



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 齋田友雄外19名

被告 群馬県知事外1名

原告準備書面(1)

2005（平成17）年7月15日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 野 上 恭 道



ほか39名

第1 被告の主張する語彙の正誤に関する認否

被告準備書面（2）において被告が主張する語彙の正誤の問題について、次のとおり認否をする（認否の対象は、被告が「…が正しい」とするものに限り、「…が正確である」とするものは含まない。）。

なお、認否欄の表記については、被告の主張を認める場合については○とし、否認する場合は×としてその下欄に理由を付した。

	訴状での記載	被告の主張	認否
(被告準備書面（2）2頁)			
ア	利根川治水計画（利根川改修設計計画）	利根川改修改訂計画	○
イ	5月	4月	×
	当時の朝日新聞群馬版や長野原町報の記事から、少なくとも住民側は、建設省が現地調査を開始したのは昭和27年（1952年）5月であると認識していた。		
(同3頁)			
ウ	1992年（平成4年）から・・・	平成4年（1992年）9月に長野原町・・・	○

(同5頁)			
エ	沿線	沿川	○
オ	流量	流水	○
カ	北千葉広域水道事業団	北千葉広域水道企業団	○
キ	印旛郡広域市町村圏事務組合	印旛郡市広域市町村圏事務組合	○
ク	1日約184万・・・	1日最大184万・・・	○
ケ	1日約7万・・・	1日最大7万・・・	○
コ	建設事業費	建設に要する費用の概算額	○
サ	約1520億円	約1517億円	○
(同6頁)			
シ	毎秒約2.25・・・	毎秒2.00・・・	○
ス	(1日約3万・・・	(1日最大3万・・・	○
セ	洪水期(6月～9月)の・・・	洪水期利水容量・・・	○
(同7頁)			
ソ	基本高水流量	基本高水のピーク流量	○
(同8頁)			
タ	利水・治水関係負担金	利水関係負担金	×
<p>利水と治水の内訳は別として、水特法に基づく群馬県の負担額には、群馬県知事所管にかかる一般会計が負担しているものがあるはずである(群馬県は整備事業の事業主体でもある)。とすれば、負担金の中に治水関係負担金が含まれている可能性がある。</p> <p>原告は、被告に対しこの点の釈明を求める。</p>			
(同9頁)			
チ	対象ダム	指定ダム	○

ツ	(利水分11億円, 治水分29億円)	(利水分約40億円)	×
	上記タ参照。		
テ	利水・治水関係負担金	利水関係負担金	○
	(同10頁)		
ト	基本基金10億円	基本基金10億6万4000円	○
ナ	1都5県	1都5県と国	○
	(同11頁)		
ニ	第138条の1	138条の2	○
ヌ	その他の規定	その他の規程	○
	(同15頁)		
ネ	4500万 $m^3$	7500万立方メートル	×
	計画中の川古ダムのパンフレットには有効貯水容量は4500万 $m^3$ と記載されていた。		
ノ	4469万 $m^3$	4360万立方メートル	○
ハ	渡瀬遊水池	渡良瀬遊水池	○
ヒ	(栃木県・群馬県)	(栃木県)	○
フ	864万 $m^3$	901万立方メートル	○
ヘ	870万 $m^3$	1080万立方メートル	○
ホ	2億9853万 $m^3$	3億2521万立方メートル	○
マ	3.3倍	約3.6倍	○
	(同16頁)		
ミ	八木沢	矢木沢	○

ム	30.0・・・	最大30.0148・・・	○
メ	22.2・・・	22.209・・・	○
(同17頁)			
モ	基本高水流量	基本高水のピーク流量	○
ヤ	1万6000・・・	1万7000・・・	○
ユ	1947(昭和22)年当時 には存在しなかった	昭和22年9月のカスリン 台風による洪水時には流量 観測を行うことができな かった	○
(同20頁)			
ヨ	283.3	238.3	○
(同21頁)			
ラ	7月から9月は満水位から2 8mも水位を落としてしまう	洪水期(7月1日から10月 5日)には洪水期制限水位 (常時満水位から最大約2 8メートル)まで貯水池の水 位を下げて、洪水に備える	○

以 上